

水害に備えた避難確保計画の期限内の提出を！！

水防法により「**避難確保計画の作成**」「**訓練の実施**」が**義務付け**

【対象施設】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(社会福祉施設、医療施設などの市内4,555施設)

【提出状況】 **3,736施設 (約82%)** (令和2年12月末現在)

計画未提出の施設へ12月に水防法の規定に基づく指示書を送付

提出期限：令和3年3月31日（水曜日）

提出先：危機管理室（市役所 地下1階）06-6208-7385

※期限内の提出がない場合、水防法の規定に基づき施設名をHPで公表
(令和3年5月～6月公表予定)

**十分な事前の準備で救える命があります。
計画の趣旨を理解のうえ速やかな提出をお願いします。**